

令和6年3月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

## 当座勘定規定の改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび、当金庫は一般当座勘定における払戻請求書による払い戻しの取り扱い開始等に伴い、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

また、ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

### 記

1. 改定日  
令和6年4月1日（月）
2. 対象となる規定等
  - (1) 一般当座勘定規定
  - (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
3. 主な改定内容
  - (1) 一般当座勘定の支払方法に払戻請求書を追加、およびその注意事項を追加します。
  - (2) 支払呈示された手形・小切手の決済資金の充当時限を呈示日の15時までとする事項を追加します。

4. 新旧対照表例<当座勘定規定>

下線部分が変更箇所

現 行	改定後
<p>一般当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ）～ 第6条（手形、小切手の金額の取扱い） ＜略＞</p> <p>第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2） ＜略＞ （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>（4）  ＜新設＞</p> <p>第8条（手形、小切手用紙） ＜略＞</p> <p>第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条（支払の選択）～ 第17条（成年後見人等の届出） ＜略＞</p> <p>第18条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3） ＜略＞</p> <p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ～ 第32条（規定の変更等） ＜略＞</p>	<p>一般当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ）～ 第6条（手形、小切手の金額の取扱い） ＜略＞</p> <p>第7条（手形、小切手等の支払） （1）～（2） ＜略＞ （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または<u>当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>（4）<u>前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合は、口座名義人からの取り扱いに限りません。払戻請求書には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙） ＜略＞</p> <p>第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）<u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。</u></p> <p>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条（支払の選択）～ 第17条（成年後見人等の届出） ＜略＞</p> <p>第18条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）～（3） ＜略＞</p> <p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ～ 第32条（規定の変更等） ＜略＞</p>

（注）当座勘定規定（専用約束手形口用）第10条（支払の範囲）も同内容の改定となります。

以 上